

高校生のみなさんへ

自転車特有の交通事故に注意してください

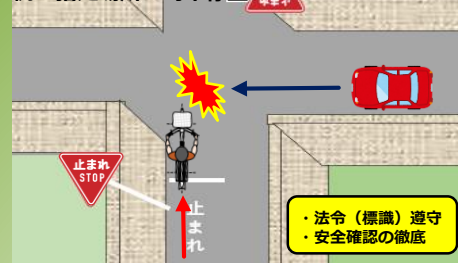
【警察庁】



自転車ルールブック

出会い頭事故

例：指定場所一時不停止



左折巻き込み事故



ながら運転の禁止



スマホを見ながらの運転は、周囲に注意を払えない

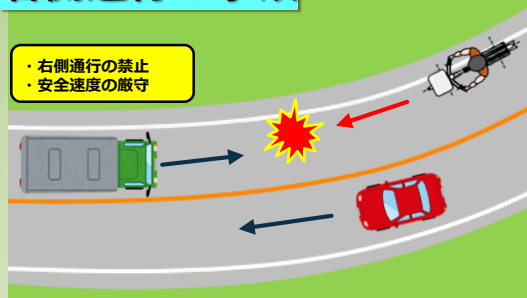
傘を差しながらの運転は、安定せず、前が見えない



2人乗りはバランスを崩しやすく、非常に危険



右側通行の事故



歩道通行時の事故



歩行者と衝突



ヘルメットは必ず着用は

自転車の違反でも反則切符が適用になります

- ・道路交通法が改正され、令和8年4月1日から自転車の交通違反でも、反則切符が適用されます。
- ・違反をして反則切符が交付されると、反則金を納付することになります。（対象になる自転車の交通違反と反則金は裏面をご確認ください。）

中高生自転車事故発生マップ

～QRコードで学校やお住まいのエリアをチェック！～

安中市

伊勢崎市

太田市

桐生市

渋川市

高崎市

館林市



富岡市

沼田市

藤岡市

前橋市

みどり市

吾妻郡

邑楽郡



甘楽郡

北群馬郡

佐波郡

多野郡

利根郡



リンク先
群馬県統合型地理情報システム
マッピングぐんま

群馬県警察

自転車交通違反の反則金

以下は、令和8年4月1日から適用される自転車交通違反の反則金です。
対象になる交通違反は、113種類あるため、主要な違反を抜粋しました。

主な自転車の交通違反と反則金（令和8年4月1日～）



携帯電話を使用しながら自転車を運転する行為
違反名：携帯電話使用等（保持）
反則金：12,000円

自転車で信号無視をする行為
違反名：信号無視
反則金：6,000円



一時停止をしないで交差点に進入
違反名：指定場所一時不停止等
反則金：5,000円



道路標識



道路標示

自転車での歩道通行ルール

自転車で道路右側を通行したり、歩道を走行する行為
違反名：通行区分違反
反則金：6,000円

1. 歩道を通行できるとき

- ①道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされている
- ②13歳未満若しくは70歳以上又は一定の身体障害を有する方
- ③車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないとき

2. 歩道通行のルール

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をしなければならない
- ②「普通自転車通行指定部分」が設けられていて、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行できる

※注釈※

自転車は車道通行が原則ですが、条件によっては、普通自転車で歩道を通行することができます。詳しくは右の「自転車歩道通行ルール」をご覧ください。

傘差し運転やイヤホンで周囲の音が聞こえないような状態で自転車を運転するなど、群馬県の公安委員会で定められた遵守事項に違反した場合
違反名：公安委員会遵守事項違反 反則金：5,000円

横断歩道を横断中の歩行者を妨害する行為
違反名：横断歩行者等妨害等
反則金：6,000円

夜間、自転車を無灯火で走行する行為
違反名：夜間のライト点灯義務違反
反則金：5,000円

自転車で並進する行為
違反名：並進禁止違反
反則金：3,000円

自転車で2人乗りをする行為
違反名：軽車両乗車積載制限違反
反則金：3,000円

取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反の取締りは悪質・危険な行為が対象です。
- 単に歩道を通行しているといった違反だけでは、これまでと同様に「指導警告」が行われるなど、基本的に取締りの対象になることはありません。
- ※悪質・危険な行為とは、違反をして歩行者を驚かせたり、立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わないで違反を継続した場合等です。

交通反則通告制度とは

運転者がした一定の道路交通法違反につき、違反者が警察の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度

【反則通告制度の流れ】

反則行為
定型的な違反
信号無視
一時不停止
携帯電話使用
等

警察

反則告知
青切符交付

反則金

事件捜査

不納付

納付【終結】（刑事事件で立件せず）

事件送致

検察庁

起訴するかを判断
（事件に応じて公訴を提起）

起訴

裁判所